

大熊町内工業団地近接型の RE100 エネルギー拠点構想基本設計業務委託
企画プロポーザル実施要領

1 業務の目的

大熊町が令和 2 年 2 月に発表した「大熊町 2050 ゼロカーボン宣言」（以下、「ゼロカーボン宣言」という。）においては、原発事故を経験したからこそ、化石エネルギーに頼らず、地域の再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりに取り組むこととしている。また、令和 3 年 2 月に策定した「大熊町ゼロカーボンビジョン」（以下、「ビジョン」という。）では、「2040 年までのゼロカーボン達成」を町の目標として掲げており、現在、ビジョンに基づき、地域新電力会社である「大熊るるるん電力株式会社」の設立や、「大熊町ゼロカーボンの推進による復興まちづくり条例」の制定をはじめ、各種施策を実施している。

本業務は、大熊町内の工業団地に近接するエリアにおいて、木質・廃棄物バイオマスエネルギーを活用し、ゼロカーボンビジョンの基本戦略である「創る」、「巡る」、「贈る」を実現する RE100 エネルギー拠点構想の基本設計を関係者参加型で行うことで、さらなる「大熊町ゼロカーボンビジョン」の達成に資することを目的とする。

2 業務内容

- (1) 対 象 業 務 大熊町内工業団地近接型の RE100 エネルギー拠点構想基本設計業務委託
- (2) 仕 様 別紙「大熊町内工業団地近接型の RE100 エネルギー拠点構想基本設計業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間 委託契約の締結の日から、令和 8 年 2 月 28 日までの期間
- (4) 委託費の上限 金 17,574,000 円（消費税及び地方消費税込み）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる①～⑦の条件を全て満たしている者とする。

なお、条件を満たさない者の企画提案は受け付けない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ② 公告の日から入札等の日までの間に、大熊町の工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 61 年 10 月 21 日訓令第 1 号）による入札参加制限中の者でないこと。
- ③ 役員が、次のア又はイのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者。
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
- ④ 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者。
 - イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続き開始の申し立て（同法附則第 2 条

の規定により、なお従前の例によることとされる再生事件に係るものを含む) がなされている者。

ウ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がなされている者（同法附則第 3 条 1 項の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む）。

- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものでないこと。
- ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- ⑦ 5 年以内に、以下に示す業務の全てを受注した実績があること。
 - ・自治体等における木質バイオマスを活用した熱電併給設備の導入に向けた実現可能性調査業務

（2）実施要領等の入手方法

本プロポーザルに係る企画提案書様式等については、大熊町のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、大熊町役場の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 スケジュール及び様式一覧

（1）スケジュール

項 目	日 程
公募開始	令和 7 年 6 月 3 日（火）
質問受付期限	令和 7 年 6 月 1 0 日（火）午後 5 時まで
質問回答	令和 7 年 6 月 1 3 日（金）
参加資格確認申請書提出期限	令和 7 年 6 月 2 0 日（金）午後 5 時まで
企画提案書提出期限	令和 7 年 6 月 2 7 日（金）午後 5 時まで
審査会（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 7 日（月） ※公募状況により変更の可能性あり ※時間は別途通知
審査結果の通知	令和 7 年 7 月 7 日（月）以降

（2）様式一覧

様式番号	項目
様式第 1 号	質問書
様式第 2 号	企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書
様式第 3 号	会社概要
様式第 4 号	守秘義務誓約書
様式第 5 号	業務実施体制書
様式第 6 号	暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

5 質問等の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 受付期限 令和7年6月10日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式第1号）により、大熊町ゼロカーボン推進課宛てに電子メールにより提出すること。電子メールの件名は「【質問書】大熊町内工業団地近接型の RE100 エネルギー拠点構想基本設計業務」とすること。

なお、電話による質問は受け付けない。

メール：zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp（ゼロカーボン推進課宛）

(3) 回 答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのあるものを除き、令和7年6月13日（金）午後5時までに大熊町役場のホームページに随時公表する。なお、個別での回答は行わない。

6 企画プロポーザル参加資格確認申請書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次のプロポーザル参加資格確認申請に関する書類を提出し、本プロポーザルに参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 ゼロカーボン推進課

(3) 提出書類

① 企画プロポーザル参加意思表明書 兼 参加資格確認申請書（様式第2号）

② 会社概要（様式第3号）

③ 本要領3プロポーザルに係る事項（1）プロポーザル参加の要件⑦に示す業務実績を満たしていることを証する書類の写し

(4) 提出方法 電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

7 企画提案書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、次の企画提案に関する書類を提出期限迄に提出すること。

(1) 提出期限 令和7年6月27日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出先 大熊町役場ゼロカーボン推進課

(3) 提出書類

① 企画提案書及び工程表（様式任意。但し、日本工業規格 A4 判とする）

② 事業経費積算書（様式任意。但し、日本工業規格 A4 版とする）

③ その他企画提案を説明するのに必要な書類

④ 会社概要（様式第3号）と、直近2年分の決算書又は事業報告書（収支状況が分かるもの）

⑤ 守秘義務誓約書（様式第4号）

⑥ 業務実施体制書（様式第5号）

- ⑦ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの）
- ⑧ 法人登記簿の写し（申請受付日の3ヶ月以内のもの）

※法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類

- ⑨ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第6号）

（4）提出部数

- ・①～⑨につき、印刷1部及びPDFデータ
- ・その他、審査委員会用のPDFデータとして、①企画提案書、④会社概要（決算書類除く）及び⑥業務実施体制書について、一つのPDFデータに合体させたものを提出すること（④、⑥、①の順とすること）。

（5）提出方法 電子メール、郵送（簡易書留）、または持参

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「大熊町内工業団地近接型のRE100エネルギー拠点構想基本設計業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）に基づき、以下の内容を記載すること。本業務は、今なお帰還困難区域を抱える大熊町において、研究機関や関係企業の協力を得つつ、地域と共生し地域に貢献するエネルギー拠点の実現可能性について調査を行うものであることを踏まえ、提案者は以下の内容について資料を作成すること。

① 調査項目の明確化及びその調査方法について

提案者の過去の受注実績例を踏まえ、木質・廃棄物バイオマスエネルギーを活用したエネルギー拠点の設置に当たっての一般的な調査項目及び大熊町の地域特性を考慮した調査項目を列挙したうえで、各項目の調査をどのような方法・順序で行うか、端的に説明すること。

② 全体スケジュールについて

本業務を実施するに当たっての適切かつ効率的な全体スケジュールを作成すること。

③ エネルギー拠点の持つ地域貢献効果及び懸念点について

大熊町に木質・廃棄物バイオマスエネルギーを活用したエネルギー拠点が設置されることで、エネルギー供給以外にどのような地域貢献効果が考えられるか、国内での類似事例を整理して説明すること。また、地域と共生するエネルギー拠点であるために解決すべき懸念点について、国内での類似事例を整理して説明すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

（1）失格又は無効

次の各号の一に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- ② 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提出書類に不備があった場合。

- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- ⑤ 当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員等）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合。
- ⑥ 本要領に違反すると認められる場合。
- ⑦ その他、町が予め指示した事項に違反した場合。

（２）複数企画提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

（３）辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届（任意様式）を提出すること。

（４）費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

（５）その他

提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。提出された企画提案書等は返却しない。

１０ 審査に関する事項

（１）審査方法

企画プロポーザルによる各社からの提案を受け、町は本業務に関する審査委員会においてこれを総合的に評価し、契約候補者（単独随意契約候補者）を選定する。

（２）審査会（プレゼンテーション）

企画提案書及び企画提案者からのプレゼンテーション形式により審査を行う。

本審査で選定された者を契約候補者とし、契約締結の手続きを行う。

① 開催日時及び会場

開催日時：令和７年７月７日（月）※公募状況により変更の可能性あり

※時間は別途通知

会 場：大熊町役場本庁舎

※審査会場に入室できる企画提案者は３名までとする

② 審査所要時間

説明時間 20 分以内、及び質疑応答 15 分内の計 35 分以内を目安とする。

③ 審査基準

下記の項目に基づいて審査・採点を行い、総合点数が最も高い提案者を選定する。ただし、審査員一人あたりの平均点数が 25 点を満たさない者は選定されない。なお、総合点数が同点の場合には、見積額が安価な提案者を上位とし、見積額が同額の場合は重要項目部分の点数比較、点数も同じ場合は審査委員会の合議により順位を決定する。

④ 通知等

審査結果は速やかに参加者に通知する。選定されなかった者は、書面により、審査結果についての説明を求めることができるものとする。なお、書面は通知を受領した日の翌日から起算して 15 日以内に提出しなければならないものとする。

【審査基準】

評価項目		審査の視点	配点
1. 業務体制 本事業を期間内に確実に遂行できる、体制・実績を持っているか。			(20)
①	体制・計画	・業務を期間内に実施する上で十分な体制、計画であるか。 ・専門性を有する人材・企業等との協力関係が明確であるか。	10
②	実績	・行政や企業での類似事業に関する実績があるか。	10
2. 企画提案内容について			(30)
③	調査項目・方法	・事業性を評価するために必要十分な調査項目が設定されているか。 ・列挙した調査項目に対して効果的な調査方法が示されているか。	10
④	全体スケジュール	・無理なく期間内に本業務を完了できるスケジュールとなっているか。	10
⑤	エネルギー拠点の持つ地域貢献効果及び懸念点について	・地域貢献効果および懸念点について、国内類似事例を踏まえ必要十分な要素が提示されているか。	10
合計点			(50)

【評価方法】

審査項目毎に評価点を付す。

【評価点】

(10点満点)

点数	評価
10	優れている
8	やや優れている
6	普通
4	やや劣る
2	劣る

【評価点の算出式】

評価する審査員の評価点の合計点数

1 1 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した契約候補者と町が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合がある。

(2) 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

(3) その他

契約候補者と町との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

1 2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

住 所 〒979-1306

福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平 1717 番

大熊町役場 ゼロカーボン推進課

電話番号 0240-23-7597

メー ル zerocarbon@town.okuma.fukushima.jp